

北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針

令和5年（2023年）11月27日
北海道環境生活部長

1 基本の方針

北海道博物館においては、現在、平成27年8月に文部科学省より実施された「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する調査」を契機に悉皆調査を行い鑑定を実施した結果、アイヌの人々のご遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

発見された出土地域等が明らかである当該アイヌ遺骨（以下「出土地域特定遺骨等」という。）については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第61回会期平成19年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月20日閣副第363号、26文科振第126号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号。以下「地域返還ガイドライン」という。）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰靈を実現することを基本的な考え方とする。

2 情報の周知

北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の情報については、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、北海道博物館のホームページにおいて6か月間公表する。

なお、当該情報の周知に当たっては、関係する地方自治体及び法人に対して、必要に応じて協力を求める。

3 地域返還

上記2の情報の周知を行った後、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（「出土地域アイヌ関係団体」）に出土地域特定遺骨等を地域返還するための手続は、以下によることとする。

（1）地域返還の申請

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、北海道博物館を受付窓口として、別記様式1により申請するものとする。

（2）地域返還対象団体の確認

ア 上記（1）の申請を受理した場合は、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるか確認する。

- イ 上記アの確認前に、同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体として適切な者であるか確認するものとする。
- ウ 申請者が地域返還対象団体として適切な者であると確認することができた場合には、地域返還の申請があった旨をホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見等を受け付ける。反対意見等の提出は、別記様式2によるものとする。
- エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、その周知を開始した日から3か月を経過した日又は上記2の情報の周知を開始した日から6か月を経過した日のうち、いずれか遅い日とする。
- オ 反対意見等があった場合には、その旨を申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者（以下「申請者等」という。）に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。
話し合いの結果等により、申請者以外の者が地域返還を申請することとなった場合には、改めて上記ア以下の手続を執るものとする。
- カ 上記アにおいて申請者が地域返還対象団体として適切な者であるとの確認ができなかった場合又は上記オの話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかつた場合には、その旨を申請者等に通知する。

(3) 地域返還の実施

- ア 上記(2)により、出土地域特定遺骨等に係る地域返還対象団体を特定した場合には、当該団体にその旨を通知し、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所及び方法等を決定することとする。
- イ 地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。
- ウ 上記イの合意に基づき、地域返還対象団体に、当該遺骨等の地域返還を行うこととする。なお、地域返還を行うに当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

4 保管の継続又は慰霊施設への保管

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等については、北海道博物館において保管を継続し、引き続き、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を実施する。

ただし、上記2の情報の周知終了後から6ヶ月を経過する日までに地域返還の申請がない場合等にあっては、国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設において保管することとする。

なお、その場合においても、北海道博物館では、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を継続することとする。

- (1) 上記2の情報の周知から6か月間、上記3(1)の地域返還の申請がなかつた場合
- (2) 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があつたものの、上記3(2)において当該遺骨等の地域返還対象団体の特定に至らなかつた場合